

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 平成28年10月18日(火)  
午前10時～午前11時54分
- 3 場所 第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山稔、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘、教育こども未来部長 長谷川忍  
行政課長 中村定秋、秘書企画課長 佐野剛、同統括主査 小出健二、商工農  
政課長 伊藤新治、同統括主査 水野功一、都市整備課長 西村忠寿、同主幹  
石黒光広、同統括主査 岡茂雄、
- 6 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤顕
- 7 議長あいさつ
- 8 総務部長あいさつ
- 9 報告事項
- (1) 執行機関からの報告
- ①空家等対策の進捗について
- 都市整備課統括主査：資料に基づき説明
- 鈴木議員：特定空家の調査結果から空家の持ち主がわからない場合や連絡が  
取れない空家はあるのか。
- 都市整備課統括主査：1件、本町の事業所で複数の建物を所有しているもの  
の連絡が取れず所有者を特定できていない件がある。その他は所有者も特  
定できている。
- 鈴木議員：助言を行っているのか。
- 都市整備課統括主査：今後、文書にて通知する。建物の所有者がわからない  
場合は、土地の所有者に対し、建物の所有者を文書にて尋ねる。
- 塚本議員：空家等対策委員会の委員構成はどのようなか。
- 都市整備課統括主査：委員長は建設部長、委員は関係する担当課長である秘  
書企画課長、協働推進課長、行政課長、危機管理課長、環境保全課長、税  
務課長、長寿介護課長、商工農政課長、都市整備課長、維持管理課長、学  
校教育課長、消防本部総務課長である。
- 塚本議員：岩倉市は管理職職員で進めているようだが、他市とは委員構成が  
違うという理解でよいか。
- 大野議員：学校教育課が関与する部分はどのようなところか。
- 都市整備課統括主査：通学路付近の空家もあるためである。

## ②川井町・野寄町地区の土地開発について

都市整備課統括主査：資料に基づき説明

黒川議員：土地の鑑定評価を概算で算出するに当たっての考え方について、近隣の取引事例があれば参考になり得るし、道路に面した個所によって違いがあると考えられるがどうか。

都市整備課統括主査：土地の鑑定については不動産鑑定士に委託する。通常道路突きは高くなるが、企業庁からは、区域で標準的な個所の単価を基に一区域同一単価を設けるよう指示がある。

黒川議員：道路用地の買収は地価公示や近隣の取引事例を勘案しながら、最終的に専門家が案を示すのだが、今回のような企業庁が行う工業団地の買収単価の算出の仕方は少し異なっているのではないかと考えている。最終的にいつ頃進出する企業に対していくらで売れるか、後ろから遡って算定すると聞いている。不確定だがどうか。

都市整備課統括主査：企業庁は独自で不動産鑑定を行って進めていくこととなる。逆算して算出する手法もあるが、不動産鑑定を行った際の単価が高ければ企業庁は手を挙げない。企業庁も通常の手法で不動産鑑定を行って判断すると聞いている。

## ③公共施設長寿命化計画について

都市整備課主幹：資料に基づき説明

堀議員：日常修繕の実施サイクルについて、この表は計画開始年から見て、表の右から左に向かって進むのか。

都市整備課主幹：Aに戻るということである。

堀議員：表は単純に今後を予測しているが、このように行かない場合もあると考えられる。例えば、自然生態園のログハウスの外壁に防腐剤塗布を2年に1回行えば外壁が非常に長持ちすると言われているが、日常修繕の範囲と手法によって寿命条件は変わると考える。単純にDからAに移行しないと思われるがどうか。

都市整備課主幹：基本はこの表のサイクルとするが、全ての施設がこのサイクル通りではないと考えられる。個々の施設における管理者の判断によっても修繕計画に違いが出ると推測する。

大野議員：この計画はいつまでに作るのか。

都市整備課主幹：長寿命化計画は再配置計画と並行して作成するので今年度と来年度である。

大野議員：公共施設白書で過去の補修履歴もなく、単にソフトで計算したのみで信用できるのか。まずは、この2年間で補修履歴をまとめるのではな

いか。

都市整備課主幹：公共施設再配置計画と長寿命化計画を併せて委託している。

鈴木議員：修繕計画にはマニュアルがあり、それに落とし込んだのか、それとも市の独自作成なのか他市を参考にして作ったのか。3頁に「大規模改修サイクルの設定」があり、屋根・外装・内装のそれぞれに大規模改修サイクル30年とあるが、一般的に屋根の防水保証は10年でサッシ周りのコーキング等もすべて10年である。それを15年に延ばすにしろ、部分的な修繕を行うにしろ30年という長寿命化はありえるのか。他に機械設備や電気設備の大規模改修サイクルの表記がないがどうか。

都市整備課主幹：マニュアルはない。市の考え方として、日常修繕に要する費用、例えば屋根は部位ごとにアスファルト防水をした場合は日常修繕率を10%と見込むことができる。修繕費用の全てをみるのではない。大規模改修のサイクル30年は日常修繕を10年から15年の期間で実施していくのである。30年経過したところで大規模修繕を行うわけではない。予防保全的な管理の場合では30年の大規模修繕を行うことを前提に10年ごとの日常修繕を行うのである。屋根の防水等の保証期間には合致してくる。

大野議員：計画をしっかりと作ってほしい。後々に計画を引き継いでいく職員が困らないようにしてほしい。そのためにも過去の修繕履歴を洗い出して盛り込んでいくべきだ。

都市整備課長：そのとおりである。今回の二つの計画については、たいへん大きな計画と認識している。10年ごとに区切って、かつ5年ごとに見直しをして、専任部署を設けて、この施設は何年にどれくらいの規模の修繕が必要だと管理を徹底していく体制を整えたいと考えている。補修履歴に関しても不十分な部分があるため、計画策定に当たって検証、見直しを行っていききたい。

#### ④公共施設再配置計画について

都市整備課主幹：資料に基づき説明

堀議員：「公共施設の目指すべき姿の将来像1」として、「施設（ハコモノ）ありきの公共サービスからの転換」としている。これは一般的に言われていることでもあるが、岩倉市に置き換えたときに、岩倉市が以前から行ってきたことなのか。

都市整備課長：施設（ハコモノ）ありきという認識のもと公共サービスを行ってきたわけではないが、何かが無くなったから新たに施設を建設するという考え方は排除するという視点のものとのかと捉えていただきたい。今

後施設を新設しないと公共施設再配置計画にも謳っていく予定であり、そこに係るものであると認識いただきたい。

堀議員：一次評価の対象施設の分類であるが、岩倉市図書館は義務的施設に分類されるのではないか。また南部老人憩いの家は利用者限定型施設ではないかと考える。また、委員会の中で、この分類によってポートフォリオ分析の結果に違いが出るのかという意見もあった。そのような意見に対する考え方はどうか。

都市整備課主幹：不特定多数の市民が利用する施設と学校や保育園のような利用者限定の施設について、提供するサービスが異なるので、分類せずに評価するのは比較もしづらく難しいと考えている。一定の評価をするには同類の施設を集め評価するのが適切と考えている。

堀議員：岩倉市図書館の位置づけは市民利用型施設に分類されるが、分類はどのように決まったか。

都市整備課主幹：市民利用型施設は誰でも利用が可能な施設と位置付け、義務的施設とは少し違う。利用者の形態から判断しているので、図書館は市民利用型施設と判断している。

堀議員：空家対策を全課で取り組んでいるが、この計画の議論も全庁的に各部署で進めていく必要はないか。都市整備課だけの判断ではなく、意思決定過程をはっきりさせた方が良く考える。

都市整備課主幹：10月3日に検討委員会を実施し議論した。14日には所管の所属長に出席依頼し検討部会を開催し議論も行った。庁内に検討部会があり、所管の所属長12名で構成されていて、施設分類等の協議を行っている。

木村議員：公共施設の目指すべき将来像について、「地域特性や利用者の視点に立った公共サービスの提供方法（場所）を検討する」としている。岩倉市は狭い市域ながら地域コミュニティがあって、地域の人たちが近くの施設を利用しているのだが、分類を見ると市民利用型、利用者限定型として不特定多数の利用者を元に機械的に分類していないか。コミュニティごとの市民の意見を計画に反映できないか。

都市整備課長：アンケート調査を実施したなかで、そのような意見も頂戴している。集会所などが廃止されると避難所が遠くなるという意見、選挙の投票所としても使用しているという意見があった。高齢社会に当たり、統廃合による不便さを危惧する意見も勘案し、地域コミュニティの意見も十分に反映して進めたいと考えている。今後に向け、来年度1年間で、複数回の市民説明会を実施し、丁寧に進めていきたいと考えている。

梶谷議員：再配置計画の計画期間が40年という長期の期間で、平成68年度と記載されているが、そこは西暦でなくてよいか。

都市整備課主幹：西暦との併記にする。

鈴木議員：10月3日実施の第1回委員会を傍聴した。年内に委員会が3回開催され、第6回目で素案を作成すると予定されているが、委員会に出席した感想として、5回程度の委員会開催で果たして素案ができるのかと感じた。素案はコンサルタントが作成し、素案に対する意見をもらって、意見がなければ採用といった進め方であると感じた。学校や保育園に通う児童等の父兄の意見を取り入れる必要はないかと考えるが分科会の意見はどうなのか。

都市整備課長：都市整備課の役割は計画の窓口であるが、施設の実際の詳しい状況はわからない。そのような状況下で都市整備課担当者が各課所管する施設を評価するのは難しい。コンサルタントがデータに基づいて計画を作成するのもどうかと思い、施設を所管する所属長で構成される検討部会を設け委員会後に検討した。検討部会のなかでも統廃合を決定していくのは難しいとの指摘があり、施設を所管する担当課で案を作成してもらおうと提案した。施設の利用状況を把握し案を作成したうえで検討部会において議論する方向である。

#### ⑤農業委員会等に関する法律の一部改正について

商工農政課長：資料に基づき説明

梶谷議員：選考委員会は副市長及び部長で構成されているが市民委員は委員として考えていないか。

商工農政課長：農業委員には、認定農業者や中立な立場からの選出、女性・青年からの積極登用としており、また地区のバランスも取り入れるため、今回は副市長及び部長を委員とした。近隣市では小牧市、江南市及び大口町も選考委員会は職員等で組織すると確認している。

堀議員：農業委員の規定において、法令等で義務付けられているものと努力規定であるものの区別を教えてほしい。

商工農政課統括主査：募集期間は法律上1ヶ月以上設けなければならないと規定されている。農業委員の「過半数を認定農業者または1/4以上を認定農業者に準ずるもの」は義務付けられている。また「1名以上を中立な立場からの選出」は義務規定で、「女性・青年も積極的に登用」は努力規定である。

堀議員：「過半数を認定農業者」は認定農業者が7人と思われるが、または以降の「1/4以上を認定農業者に準ずるもの」とも規定しており、定数案の

「認定4人以上」はどちらを指しての規定か。

商工農政課統括主査：国及び県の説明によると、認定農業者の数が定員の8倍を超えている場合は過半数と示している。岩倉市の場合は認定農業者の上限が14人であるので、8倍となると認定農業者の数が100人近くであれば過半数を選出するとされている。その基準を満たしていない場合に「1/4以上を認定農業者に準ずるもの」を該当させることができるので、4人以上と記載している。

堀議員：認定農業者と認定農業者に準ずるものの違いは。認定農業者に準ずるものは岩倉市に何人いるか。「認定4人以上」の「認定」は認定農業者のことなのか、認定農業者に準ずるものを含めているのかどちらか。

商工農政課統括主査：「認定4人以上」は認定農業者に準ずるものを指す。認定農業者に準ずるものは、認定農業者の配偶者を始め親族を指したり、人・農地プランに規定されている農業者がそれに当たる。20人程度が該当すると思われる。

堀議員：そうであるならば、認定農業者7人は「認定4人以上」に入らないということか。

商工農政課統括主査：認定農業者が入っても構わない。

塚本議員：選考と選定の違いは何か。

商工農政課長：選考はするが任命は市長である。市長は委員会の選考を尊重することとなるが、任命は市長である。

塚本議員：法律上は選考という言葉はなく、選定ではなかったかと記憶するが、最終的に市町村長が市町村議会の同意を経て任命することとなる。選考か選定のどちらが正しいか。

商工農政課統括主査：法律上は選考委員会という言葉はないが、透明なプロセスを経て選ぶと規定されているので、岩倉市では選考委員会を用いると考えている。

堀議員：条例の上程前に規則は同時に示されるのか。

商工農政課長：示したい。

木村議員：新しい農業委員会制度において、農業委員と農地利用最適化推進委員が新設されるのだが、会議は併せて開催するのか。

商工農政課統括主査：農地利用最適化推進委員による会議は予定していない。農業委員会の総会に任意参加を求める予定である。

#### ⑥消費生活センター立ち上げについて

商工農政課長：資料に基づき説明

榊谷議員：県内8か所の相談窓口を1か所に集約するとのことであるが、岩

倉市近隣では一宮市のルボテンサンビルに消費生活センターが設置されているが廃止となるのか。

商工農政課長：いつ廃止になるかは決まっていない。いずれは統合されると聞いている。

榊谷議員：実際の消費生活相談で、企業等に対し消費生活センター職員が応じるか否かで相手の対応が違う。窓口が変わることによって、今後の対応面で心配だがどうか。

商工農政課長：岩倉市消費生活センターとしてセンター化するので、同等の対応ができると考えている。

木村議員：現体制の方に対応をお願いしていくのか。

商工農政課長：現相談員が対応することとなるが、相談員が来られない場合は別の相談員を宛がって運営する予定である。

木村議員：愛知県消費者行政活性化事業費補助金であるが、設置に際してのみの補助金であって、運営面での支出に係る補助はないのか。

商工農政課長：相談に係る報酬も国から補助されている。9年間相談員に係る報酬は国から補助される。

⑦「企業立地の促進に関する条例」の雇用に係る奨励措置の追加について

商工農政課長：資料に基づき説明

黒川議員：交付機会は何回を考えているか。

商工農政課長：1回を考えている。

大野議員：企業誘致プロジェクト会議を何回開催して奨励措置を決定したのか。

商工農政課長：条例制定前は秘書企画課が所管し、企業誘致プロジェクトとして進めてきたが、条例制定後は商工農政課が所管し、まちづくり政策推進会議に報告し進めてきたものである。

関戸議員：新規雇用者1人につき20万円の奨励金で、限度額が200万円であるので、目標人数10人という捉え方でよいか。

商工農政課長：そのとおりである。

宮川議員：交付対象者が1年以上の岩倉市在住者であるが、最低雇用期間の定義はあるか。

商工農政課長：企業の操業開始前又は開始後において、新規雇用者が岩倉市の住民になって雇用されて1年以上経過したものが対象となる。

⑧第4次岩倉市総合計画第7次実施計画について

秘書企画課長及び同統括主査：資料に基づき説明

堀議員：扶助費について近年は横ばいか。

秘書企画課統括主査：増加傾向にあるものの、増加分については実施計画の  
計算分に入れているので、扶助費の欄は横ばいとなっている。

大野議員：都市計画基礎調査事業について、新規事業としているが5年ごと  
に実施しているはずだが。

秘書企画課統括主査：毎年予算が付いている事業なので、実施計画事業とし  
ては取り扱っていなかった。5年間において事業費に毎年変動があるので、  
その変動を把握するということで実施計画に計上した。よって新規事業と  
いう取扱いとなっているが、毎年5年サイクルで行っている事業である。

大野議員：公共施設再配置計画事業も今年から行っているが、なぜ新規事業  
なのか。

秘書企画課統括主査：元々総合管理計画という名称で実施してきたが、今年  
から公共施設再配置計画事業として別出しとしているので、担当課と協議  
し新規事業として挙げることにした。

⑨その他

特になし

(2) その他

特になし

10 協議事項

特になし

11 その他

特になし